

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会設置要綱

1. 目 的

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号、以下「プロバイダ責任制限法」という）の施行（平成14年5月27日）に向け、同法の運用において、電気通信事業者等が特定電気通信（ウェブページ等）における情報の流通による権利侵害に適切かつ迅速に対処することができるよう、特定電気通信における紛争事例の集積・公表、プロバイダ等の責任に関するガイドラインの検討を行うこと、また施行後は、必要に応じて、同ガイドラインの見直し及び同事例集積の更新改訂、関連する事項の検討等を行うことを目的とします。なお、平成6年5月に成立した改正法により、法律の題名が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という）に改められており、協議会名称変更を含む設置要綱の見直しを行っています。

2. 名 称

本協議会の名称は、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」（以下「協議会」という。）とします。

3. 構成員

本協議会の構成員は、本要綱5.（1）で定める各WGの構成員をもって充てることとします。

4. 業 務

本協議会は目的達成のため、次の業務を行うこととします。

（1）名誉毀損・プライバシー関係

- ① 特定電気通信における情報の流通による名誉毀損、プライバシー侵害等に係る紛争についての事例の集積及びその対応の検討等
- ② 特定電気通信における情報の流通による名誉毀損、プライバシー侵害等に係る紛争について、情報流通プラットフォーム対処法第3条第1項第2号の「相当の理由があるとき」に該当すると解される申出及び同条第2項第1号の「相当の理由があったとき」に該当すると解される申出について、それぞれ、「書類の様式」並びに「権利を有すること及び権利が侵害されたことの証拠として必要な内容」に関するガイドラインの検討及び見直し等

- ③ 情報流通プラットフォーム対処法第5条の「発信者情報の開示請求等」に関する検討

- ④ その他関連事項の検討及び関係者間連絡・調整

(2) 著作権関係

- ① 特定電気通信における情報の流通による著作権侵害等に係る紛争についての事例の集積及びその対応の検討等

- ② 特定電気通信における情報の流通による著作権侵害等に係る紛争について、情報流通プラットフォーム対処法第3条第1項第2号の「相当の理由があるとき」に該当すると解される申出及び同条第2項第1号の「相当の理由があったとき」に該当すると解される申出について、それぞれ、「書類の様式」並びに「権利を有すること及び権利が侵害されたことの証拠として必要な内容」に関するガイドラインの検討及び見直し等

- ③ 情報流通プラットフォーム対処法第5条の「発信者情報の開示請求等」に関する検討

- ④ 著作権関係ガイドライン記載の信頼性確認団体の要件及び認定手続についての検討

- ⑤ その他関連事項の検討及び関係者間連絡・調整

(3) 商標権関係

- ① 特定電気通信における情報の流通による商標権侵害等に係る紛争についての事例の集積及びその対応の検討等

- ② 特定電気通信における情報の流通による商標権侵害等に係る紛争について、情報流通プラットフォーム対処法第3条第1項第2号の「相当の理由があるとき」に該当すると解される申出及び同条第2項第1号の「相当の理由があったとき」に該当すると解される申出について、それぞれ、「書類の様式」並びに「権利を有すること及び権利が侵害されたことの証拠として必要な内容」に関するガイドラインの検討及び見直し等

- ③ 情報流通プラットフォーム対処法第5条の「発信者情報の開示請求等」に関する検討

- ④ 商標権関係ガイドライン記載の信頼性確認団体の要件及び認定手続についての検討

- ⑤ その他関連事項の検討及び関係者間連絡・調整

(4) 育成者権関係

- ① 特定電気通信における情報の流通による育成者権侵害等に係る紛争についての事例の集積及びその対応の検討等

- ② 特定電気通信における情報の流通による育成者権侵害等に係る紛争について、情報流通プラットフォーム対処法第3条第1項第2号の「相当の理由があるとき」

に該当すると解される申出及び同条第2項第1号の「相当の理由があったとき」に該当すると解される申出について、それぞれ、「書類の様式」並びに「権利を有すること及び権利が侵害されたことの証拠として必要な内容」に関するガイドラインの検討及び見直し等

- ③ 情報流通プラットフォーム対処法第5条の「発信者情報の開示請求等」に関する検討
 - ④ 育成者権関係ガイドライン記載の信頼性確認団体の要件及び認定手続についての検討
 - ⑤ その他関連事項の検討及び関係者間連絡・調整
- (5) 発信者情報開示関係
- ① 特定電気通信における情報の流通による発信者情報開示等に係る紛争についての事例の集積及びその対応の検討等
 - ② 特定電気通信における情報の流通による権利侵害に係る紛争について、情報流通プラットフォーム対処法第5条第1項に基づく請求の「書類の様式」並びに『権利が侵害されたことが明らかであるとき。』及び『開示を受けるべき正当な理由』の存在を示す証拠として必要な内容」に関するガイドラインの検討及び見直し等
 - ③ その他関連事項の検討及び関係者間連絡・調整

5. 組織

(1) 本協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に次の組織を置くこととします。

- ① 幹事会
- ② 名誉毀損・プライバシー関係ワーキンググループ（WG）
- ③ 著作権関係ワーキンググループ（WG）
- ④ 著作権関係信頼性確認団体ワーキンググループ（WG）
- ⑤ 著作権関係信頼性確認団体認定委員会
- ⑥ 商標権関係ワーキンググループ（WG）
- ⑦ 商標権関係信頼性確認団体認定委員会
- ⑧ 育成者権関係ワーキンググループ（WG）
- ⑨ 育成者権関係信頼性確認団体認定委員会
- ⑩ 発信者情報開示関係ワーキンググループ（WG）

(2) 幹事会は、各WG・委員会間の調整及び本協議会、各WG・委員会の運営に関する事項の検討並びにガイドライン等の承認等を行うものとし、以下の者を構成員とします。

- ① 協議会会長代理
 - ② 各WGの主査及び主査代理
 - ③ 各委員会の委員長
- (3) 名誉毀損・プライバシー関係WGは、次のいずれかに該当する者で、当該WGの運営に係る費用を負担することに同意したものを構成員とすることができます。
- ① 電気通信事業者を構成員とする団体
 - ② ①に属さない電気通信事業者で、その知識、実績等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
 - ③ 特定電気通信における情報の適正な流通に資する事業を行う団体で、情報流通プラットフォーム対処法に関する知識、これまでの取組等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
- また、数名程度の学識経験者・実務経験者をアドバイザーとして、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。
- (4) 著作権関係WGは、次のいずれかに該当する者で、当該WGの運営に係る費用を負担することに同意したもの及び顧問を構成員とすることができます。
- ① 電気通信事業者を構成員とする団体
 - ② ①に属さない電気通信事業者であって、その知識、実績等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
 - ③ 著作権等管理事業者
 - ④ 著作権法の指定団体
 - ⑤ 著作権等の権利保護を目的とする団体
 - ⑥ 特定電気通信における情報の適正な流通に資する事業を行う団体であって、情報流通プラットフォーム対処法に関する知識、これまでの取組等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
- また、数名程度の学識経験者・実務経験者をアドバイザーとして、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。
- (5) 本協議会発足時における各WGの組織の構成等は、別紙のとおりとします。ただし、各WGにおいて、構成員となる要件を満たす者であって、議論への参画を希望するもの又は参画することが適當と思われるものがいる場合には、その時点における当該WGの構成員の同意を得て、適宜構成員とすることができます。
- (6) 著作権関係信頼性確認団体WGは、本要綱4.(2)④に掲げる業務（著作権関係ガイドラインに記載の信頼性確認団体の要件及び認定手続について検討）を行うものとし、以下の者を構成員とすることができます。
- ① 学識経験者・実務経験者
 - ② 著作権関係WGの主査等の代表者
- また、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。

(7) 著作権関係信頼性確認団体認定委員会は、著作権関係ガイドラインに記載の信頼性確認団体の認定等に関わる業務を行うものとし、以下の者を構成員とすることができます。

- ① 著作権関係WGの主査及び主査代理等
- ② 協議会の構成員から協議会の承認を得て会長が指名した者

(8) 商標権関係WGは、次のいずれかに該当する者で、当該WGの運営に係る費用を負担することに同意したもの及び顧問を構成員とすることができます。

- ① 電気通信事業者を構成員とする団体
- ② ①に属さない電気通信事業者であって、その知識、実績等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
- ③ 商標権等の権利保護を目的とする団体
- ④ 特定電気通信における情報の適正な流通に資する事業を行う団体であって、情報流通プラットフォーム対処法に関する知識、これまでの取組等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの

また、数名程度の学識経験者・実務経験者をアドバイザーとして、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。

(9) 商標権関係信頼性確認団体認定委員会は、商標権関係ガイドライン記載の信頼性確認団体の認定等に関わる業務を行うものとし、以下の者を構成員とすることができます。

- ① 商標権関係WGの主査及び主査代理等
- ② 協議会の構成員から協議会の承認を得て会長が指名した者

(10) 育成者権関係WGは、次のいずれかに該当する者で、当該WGの運営に係る費用を負担することに同意したもの及び顧問を構成員とすることができます。

- ① 電気通信事業者を構成員とする団体
- ② ①に属さない電気通信事業者であって、その知識、実績等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
- ③ 育成者権等の権利保護を目的とする団体
- ④ 特定電気通信における情報の適正な流通に資する事業を行う団体であって、情報流通プラットフォーム対処法に関する知識、これまでの取組等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの

また、数名程度の学識経験者・実務経験者をアドバイザーとして、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。

(11) 育成者権関係信頼性確認団体認定委員会は、育成者権関係ガイドライン記載の信頼性確認団体の認定等に関わる業務を行うものとし、以下の者を構成員とすることができます。

- ① 育成者権関係WGの主査及び主査代理等

② 協議会の構成員から協議会の承認を得て会長が指名した者

(12) 発信者情報開示関係WGは、次のいずれかに該当する者を構成員とすることができます。

- ① 電気通信事業者を構成員とする団体
- ② ①に属さない電気通信事業者であって、その知識、実績等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの
- ③ 著作権等の権利保護を目的とする団体
- ④ 商標権等の権利保護を目的とする団体
- ⑤ 特定電気通信における情報の適正な流通に資する事業を行う団体であって、情報流通プラットフォーム対処法に関する知識、これまでの取組等に照らし、本WGに参画することが適當と認められるもの

また、数名程度の学識経験者・実務経験者をアドバイザーとして、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができます。

(13) 各WGにおいては、それぞれ以下の事項を行うこととします。

- ① 名誉毀損・プライバシー関係WG
本要綱4.（1）に掲げる各業務
- ② 著作権関係WG
本要綱4.（2）に掲げる各業務（④を除く。）
- ③ 著作権関係信頼性確認団体WG
本要綱4.（2）④の業務
- ④ 商標権関係WG
本要綱4.（3）に掲げる各業務
- ⑤ 育成者権関係WG
本要綱4.（4）に掲げる各業務
- ⑥ 発信者情報開示関係WG
本要綱4.（5）に掲げる各業務

(14) 各WGにおいて、検討を効率的に進めるため、サブグループ（SG）を置くことができます。

6. 協議会会長、WG主査等

- (1) 本協議会には会長、会長代理及び顧問を、また、各WGには主査及び主査代理を置くことができます。
- (2) 会長及び主査は構成員の互選とし、会長代理、顧問及び主査代理はそれぞれ会長、主査が指名します。
- (3) 会長、主査は会務を統括し、会長代理、主査代理は会長、主査が不在時に、その職

務を代行します。

- (4) 本要綱5.(1)①に掲げる幹事会の会務は協議会会長代理が統括するものとします。

7. 検討スケジュール等

本協議会及び各WGにおける検討スケジュールは、別に定めるものとします。

8. 事務局

- (1) 本協議会の会務を円滑に行うため、事務局を置きます。
- (2) 事務局は、一般社団法人テレコムサービス協会と一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会が共同してこれに当たります。
- (3) 事務局の組織等については、一般社団法人テレコムサービス協会及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会において合意の上定めることができます。

9. 会 費

- (1) 本協議会の会費は、別に定めることができます。
- (2) 会費に係る代替措置として、会務に必要な経費（実費相当分）を関係者協議により分担し、措置することができます。

10. 施 行

この要綱は、平成14年2月14日から施行します。

11. 附 則

平成14年5月20日、信頼性確認団体WG等に関する事項を追加。

平成16年12月16日、商標権関係WG等に関する事項を追加。

平成17年6月7日、幹事会及び商標権関係信頼性確認団体に関する事項並びに協議会の業務（プロバイダ責任制限法第4条の「発信者情報の開示請求等」に関する検討）を追加。

平成18年9月5日、発信者情報開示関係WGに関する事項を追加。

平成25年6月11日、顧問及び事務局に関する事項を追加。

令和6年10月17日、法律の題名及び条文の改正に合わせた修正を実施。

令和8年2月6日、育成者権関係WG等に関する事項を追加。